

臨床修練外国医師等の許可申請書類一覧

提出書類
1. 臨床修練許可申請書（収入印紙15,300円貼付、写真1枚貼付）
2. 在留資格、在留期限を証する書類として、住民票の写し、又は次の（1）～（3）のうち、いずれか1つの写し（入国前に申請する場合は（3）に限る）。 （1）旅券（2）在留カード（3）在留資格認定証明書 なお、（1）～（3）の写しは臨床修練病院等の長による、「原本と相違ない」旨の証明をつけること。
3. 医師等の免許証（免許証未発行の国は、医科大学又は養成所の卒業証明書等）の写し なお、免許証等書類の写しは臨床修練病院等の長による、「原本と相違ない」旨の証明をつけること。
4. 3年以上の診療経験の証明書の原本又は写し（所属していた病院長等の証明であること（自己申述書は不可）） なお、診療経験の証明書の写しを提出する場合は、臨床修練病院等の長による、「原本と相違ない」旨の証明をつけること。
5. 損害賠償保険契約書及び約款の写し、又は、契約証明書の写し及び賠償保険付保誓約書若しくは当該者に代わって賠償する旨の臨床修練病院等の長による誓約書
6. 医師の診断書
7. 臨床修練計画書及び承諾書
8. 写真2枚（申請前6ヶ月以内に無帽正面で撮影した縦3cm×横2cmのもの）

注1) 外国語の書類については和訳文を添付すること。

注2) 5について、賠償保険付保誓約書を提出する場合は、申請前に厚生労働省担当宛に協議すること。

参考：[臨床修練の許可の申請手続](#)